

献物帳所載の御物と現存品について

松 島 順 正

正倉院御物の中心をなすものは聖武天皇崩後の七々御忌に当る天平勝宝八歳（七五六）六月二十一日に、国宝珍宝種々の翫好及び御帶牙笏弓箭刀劍書法樂器等、所謂先帝の翫弄之珍、内司供擬之物を盧舍那仏に獻じ、その冥助を願われたものに外ならない。このことは献物帳（国家珍宝帳）に細さに記される御願文に明らかに示されている。（図版第一）

献物帳によればこの時獻せられた御物は御袈裟以下その数実に六百数十点、天平勝宝八歳七月二十六日及び天平宝字二年六月一日追獻のものを合すると七百点を超える。（天平勝宝八歳六月二十一日に獻じられた種々葉六十種は獻入の趣旨が珍宝類と異り、また天平宝字二年十月一日に獻納された藤原公真蹟屏風は藤原不比等のために奉獻されたものであるからこの稿からは除外することとした。）

しかしながらこれ等の御物は獻入当初の数の総てが今に伝えられたものでなく時々必要に応じて出蔵使用され、時には返納または品物を相替えての還納もあつたが、出蔵のまま御庫に還らなかつたものが頗る多い。その最も多い例は天平宝字八年（七六四）九月の惠美押勝の乱に、宝庫に納むる兵器則ち大刀、弓箭、甲冑等三百九十余点を出蔵して内裏の

警備に充て、乱平定の後も還納のことがなかつた。また是より先の天平宝字三年四月には装束御齋會堂料として花氈六十数床を出蔵し、弘仁五年九月には白石鎮子と共に屏風三十六帖を、同十一年十月には王羲之書法二十卷を何れも出蔵沽却されたことである。この他出蔵記録の闕くも、或はまたいつの程にか亡失したものもある。かようにして獻入御物の過半を逸したとは謂え、なお多くの御物が伝存され当時の珍宝を目のあたり窺い見ることが得るのはまことに幸いと謂わなければならない。

しかし奉獻以来千二百年を経過した今日においては献物帳所載の御物にして現存するものの中には他の宝物と彼此混淆して容易に識別し難いもの、或は残片零細となつて現形を留めないものもままたあるものと思われる。勿論献物帳にはある程度その制作色目または物によりその寸法量目等を記するけれども、多くは文簡潔に過ぎ的確にこれに充当することもまた困難なことに謂わなければならない。明治年間御物整理の業を開始せられるや同掛においては献物帳を本とし曝涼帳及び出蔵帳、出入帳などと照合してその帰する所を明らかにし一応の整理を終え北倉に納められた。その努力については深く敬服する所であるが、今それ等の御物

について見るに献物帳所載の御物として疑義の存するものが間々あり、またその後の調査研究により或はまた整理修理の結果献物帳の御物と考えられるものも二三発見されたから、これ等のものにつき略述して大方の御示教を得たいと思う。

なお末尾の献物帳所載現存品一覧表は献物帳と現存品と彼此対照の便に供し、兼て出入の記録を挿入して参考に資するものであつて、本稿と併せ見られんことを希うものである。

七条褐色紬袷袋 一領

献物帳御袷袋九領中「七条褐色紬袷袋一領金剛智三蔵袷袋」に今仮りに七条褐色羅袷袋一領が宛てられている。紬は「ツムギ」で節ある粗なる絹糸で平に織つたものと考えられ、羅と自らその織方の異なるものである。この羅袷袋を献物帳謂う所の紬袷袋に当てるのは蓋し誤りであるまいか。果して然らば出蔵の記録を逸したか、或は断爛となつて現存する古裂類断爛塵芥中に没したか遽かに明らかにすることが出来ない。

漆皮箱 一合

御袷袋附属品中に漆皮箱三合がある。御袷袋の容器であつて九領の袷袋を分納されていたものであろう。現存する同漆皮箱三合中の一合はその形状及び大きさ他の二合と甚だ異り、またその製作技法も同一とはいえない。加えてこの袷袋箱を納むる緑藤縲繩の袋は現にその一口を

失い二口あるのみ。恐らくは御袷袋箱三合中の一合はその袋と共に逸したものと見るべきであらう。

杜家立成一巻

献物帳に「頭陀寺碑文并杜家立成一巻」と記しその傍に「楽毅論」と朱書する貼箋を附す。頭陀寺碑文并楽毅論杜家立成一巻と読むことは天応元年八月返納の際の記録に見えたとおりである。もと三文書を合せ一巻を成したものであつたが、頭陀寺碑文と楽毅論は紫羅の標と共に逸したるものでその経緯は詳らかにすることが出来ない。今杜家立成一巻を残し紙標を着けてある。因に現存の楽毅論一巻は紙質、装幀等献物帳の次の行に掲げる楽毅論の注記と全く合致するものであることは疑う余地はない。

雑玉雙六子

献物帳に「雑玉雙六子百六十九、水精卅五、琥碧卅五、黄琉璃廿、藍色琉璃廿、浅緑琉璃十五、緑琉璃十五、白碁子十四、黒碁子十五」と記す。現存するもの水精十二、琥碧十二、黄琉璃十五、藍色琉璃一、浅緑琉璃十五、緑琉璃十五、白碁子十四、黒碁子一計八十五あつてその半ばを逸す。しかしながら、中倉に納める未用在玉中に水精、瑠璃の碁子の類数百あつてこれ等のうちに雙六子に相当するものが含まれているから精査の上若干の増加を来すものと考えられる。

木画槻箒 一張

献物帳所載の桐木箒は弘仁十四年二月十九日出蔵し、同年四月十四日

に槻表桐裏箏一面と相替え施入せられたことが雑物出入帳に記されている。同出入帳の注文によると「槻表桐裏 以木絵為堺云々」とあつて、先年残材を蒐集して復原した木面槻箏残闕一張はこの代替施入の箏に当てて差支えなからうかと思われる。即ち復原の箏は通絃孔十三をもち、表は綾目ある槻材を用い裏板は断片となつてゐるが正に桐材である。而して表面周囲の堺及び磯は紫檀張地に木面花文を施されてゐる。この箏は残闕とはいへその完形を窺うものとして宝庫唯一のものであつて箏の古制を知る貴重な資料といえよう。

楸木瑟残闕

南倉所納の楽器残闕中二十四絃孔のある残片がある。惜むらくは竜尾板唯だ一枚を存するのみである。板面に亀甲形を墨書し金薄を押した痕跡が残つてゐる。もと金薄押瑠璃張の裝飾があつたことが知られる。一端に通絃孔二十四を穿つてある。弘仁十四年四月十四日の雜財物出入帳の返納の記録に「瑟一面 紫檀臨岳 以亀甲押筋二端」とあり、この竜尾一枚は所謂亀甲押筋二端の一であることが知られる。即ち献物帳の「楸木瑟一張木画兼瑠璃」の残闕と推定される。

甘竹簫

南倉階下に甘竹律残闕二口が保存されている。これは律ではなく簫であることは疑うべくもない。うち一口は明治の修理を経、闕けた管を補つて十二管とし紫皮の帯を附しているがこの復原については確かな根拠がなくまた古制に合しないと楽器調査報告書は述べてゐる。他の

一口は残闕のまままで修補を施していない。二者各々一口の残闕のようである。献物帳に「甘竹簫一口 楸木帯」を載せ出蔵の記録がない。献物帳の記載甚だ簡にしてその特徴を握むことは出来ないが、この甘竹簫残闕二口のうち一口は或いは献物帳の甘竹簫に当たるものではあるまいか。

金銀鈿莊唐大刀 一口

献物帳に載せる御大刀一百口のうち陰陽宝剣二口及び銀莊御大刀一口は天平宝字三年十二月二十六日に出蔵されたことは出蔵帳に明記せられるところであつて、献物帳にも陰陽宝剣記載の行の上に「除物」の付箋が附せられてゐる(図版第二上)。しかし銀莊御大刀は献物帳には数口記されていて、そのいづれに相当するものか明かにし難い。曾ては陰陽宝剣と同様「除物」の付箋を附せられていたものとすれば或はいつの程にか剝落して送したるものかも知れない。兎に角天平宝字三年には以上三口が出蔵せられたことは出蔵帳により明らかである。また横刀一口及び黒作懸佩刀一口は出蔵の記録を闕くが、献物帳には「除物」の付箋を附し出蔵のことを示している。これによつて観れば計五口は既に出蔵され天平宝字八年九月十一日惠美押勝の乱に備へ出蔵せんとする時は宝庫に残る御大刀は九十五口にして、この中より御大刀四十八口、黒作大刀四十口計八十八口を出蔵して内裏に献じた。その結果残存する御大刀は御杖刀二口を合せ計七口となる。宝龜七年九月二十一日に勅使右衛士督藤原朝臣小黒麻呂等を遣して御大刀類を勘定

せしめられたことが延暦六年の曝涼使解に見え、この勘定によれば五口を闕失し唯り杖刀二口を現在する旨を記している。現に存する御杖刀二口は即ちこれである。

以上により初め献納された御大刀一百口は御杖刀二口を残し悉く出蔵または逸失したことになるが、現に宝庫に金銀細唐大刀一口存し、しかもその制作色目等献物帳に合致することは衆目の認めるところである。蓋し恵美押勝の乱に出蔵の際匆々の間誤つて残し置いたものか、或は御物目録記するが如く乱平定の後還納されたものか。しばらく献物帳所載の御物として現存品に列することとする。

御甲残闕

献物帳の御甲一百具はまた天平宝字八年九月の乱に悉く出蔵されたことと出入帳に記されている。然るに延暦六年の曝涼使解にはこの時の出蔵は「甲九十九領^{十領短甲}八十九領^{掛甲}」と記し出入帳の記録と異なる。献物帳を検するに掛甲九十領中の一領に「除物」の付箋を附し、この一領を除けば正に八十九領となる。凡そ献物帳の「除物」と記する付箋のあるものは大抵天平宝字三年十二月出蔵のものに付する点より考察すれば天平宝字八年には「除物」の付箋のある掛甲一領は既になく八十九領が在庫のこととなり延暦六年の曝涼使解の記録を正としなければならぬ。現在御倉に掛甲残闕を存し、前述の記録よりすれば悉皆出蔵されたことになるが、前項大刀の例もあるから暫く献物帳の御甲残闕として後考を待つこととする。

円鏡一面重大六斤五兩徑一尺七分花鳥背

円鏡一面重大四斤十二兩徑九寸三分雲鳥背

円鏡一面重大四斤十五兩徑九寸二分山水花虫背

右三面は八角鏡二面と共に弘仁十三年三月二十六日出蔵行法所の用に供することが雑物出入帳に見える。現に之れに当てる円鏡三面はその形、大きさ、重さが献物帳と略々一致するが鏡背の文様が献物帳謂う所といささか異り疑の存するもので遽かに決することは出来ない。うち二面に勝宝の題箋を附するが仮りに併存するものである。

御屏風

御屏風一百疊中弘仁五年九月十七日その三十二帖を出蔵沽却した。屏風は殆んど六扇を以て一疊となすが四扇一疊のものは二疊に過ぎない。総数一百疊、これを扇に換算すると五百九十六扇、出蔵屏風三十二帖即ち百八十八扇を差引き残り四百八扇となる。今古屏風の骨の存するもの三百九十六扇あつて略々完数に近く残存したことが知られる。しかしながら残破甚しくその画面の修覆せられたのは残闕を合せ僅かに六十五扇分に止まるが古裂断爛中にはなお若干の屏風画面の存するものがあるから将来増加を見るであろう。

屏風袋は純製のものと措布製のものと二種があつて純のものはずべて弘仁五年出蔵の屏風に付属していたから屏風と共に出蔵され今は

措布袋だけが存する。一疊六扇を折たたみ納めたものである。現存する措布屏風袋七十余口、墨書銘を有するもの三十余であつて、無銘のもの及び残破の余銘を逸するもの四十余口ある。残存した屏風数六十八疊分より数口多いのは既に出蔵された屏風銘を記す袋も併せ存することより推して出蔵の際その付属の袋を取遺したもののか。

献物帳所載現存品一覽表

献物帳所載品目	出入記録	現存品目	献物帳所載品目	出入記録	現存品目
九条刺納樹皮色袈裟 一領		九条刺納樹皮色袈裟 一領	封箱 一合	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	
七条褐色袖袈裟 一領		七条織成樹皮色袈裟 一領	揚管右將軍王羲之草書卷第一	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	
七条織成樹皮色袈裟 一領		七条刺納樹皮色袈裟 六領	同羲之草書卷第二	天應元年八月十八日返納(雑物出入帳)	
七条刺納樹皮色袈裟 六領		漆皮箱 三合	同羲之草書卷第三	弘治十一年十月三日出蔵(雑物出入帳)	
漆皮箱 三合		御袈裟袿 三条	同羲之草書卷第四	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	
碧綾幘袿 三領		御袈裟袋 二口	同羲之草書卷第五	延暦三年三月廿九日返納(雑物出入帳)	
緑藤縷袋 三口		赤漆文欄木厨子 一口	同羲之草書卷第六	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	
赤漆文欄木厨子 一口	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	雜集 一卷	同羲之草書卷第七	天應元年八月十八日返納(雑物出入帳)	
孝經 一卷	同右	杜家立成 一卷	同羲之草書卷第八	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	
頭陀寺碑文并樂毅論 一卷	同右	樂毅論 一卷	同羲之草書卷第九	弘治十一年十月三日出蔵(雑物出入帳)	
杜家立成 一卷	同右	白葛箱 一合	同羲之草書卷第十	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	
樂毅論 一卷	同右		同羲之草書卷第五十一	天應元年八月十八日返納(雑物出入帳)	
白葛箱			同羲之草書卷第五十二	天應元年八月十二日出蔵(出入帳)	

御床黒地錦端畧残闕

黒地錦端畧残闕は近年調査の際筵席類塵芥中から発見されたものである。献物帳御床二張の注に「具「黒地錦端畧」とあるものがこれに当る。残破甚しくはあるが黒地錦の縁残片附着し二疊でその寸尺も御床の寸法と一致している。(図版第二下)

措布袋	鳥木石夾縹屏風九疊 各六扇	鳥木石夾縹屏風十扇	褐色地錦褥 一張	綠絨袷履 一條	天保字六年十二月十四日出藏 (出入帳) 同八年七月廿七日返納(出入帳) 弘仁五年九月十七日出藏(雜物出入帳) 天平字三年四月二十九日出藏 (出入帳) 四南弘仁十一年十月三日出藏 (雜物出入帳)	綠絨袷履 一條	(以上国家珍宝帳)
鷹木夾縹屏風一疊 六扇	鷹鳥夾縹屏風四疊 各六扇	鷹鳥夾縹屏風一疊 六扇	屏風一具 (歐陽詢真跡) 十二扇	花 毼 六十床	天保字三年四月二十九日出藏 (出入帳)	繡線鞋 四兩	
措布袋	鷹鶴夾縹屏風一疊 六扇	鷹鶴夾縹屏風一疊 六扇	紫糸結鞋 一兩	緋糸刺納鞋 一兩	弘仁十一年十月三日出藏(雜物出入帳) 男錦鞋一兩弘仁十一年十月三日出藏 (雜物出入帳) 弘仁十四年二月十九日出藏 (雜物出入帳)	銀薰爐 一合	
措布袋	古人鳥夾縹屏風四疊 各六扇	古人鳥夾縹屏風四疊 各六扇	銀平脱梳箱 一合	琴 絃 十四條	弘仁十四年二月十九日出藏 (雜物出入帳)	琴殘 絃自絃、漆絃	
鳥草夾縹屏風十疊 各六扇	措布袋	鳥草夾縹屏風十疊 各六扇	阮咸 絃 四條	箏 絃 十三條	同前	箏殘 絃	
藕縹屏風十疊 各六扇	措布袋	藕縹屏風十疊 各六扇	琵琶 絃 四條	五絃琵琶絃 五條	同前	中絃殘闕	
措布袋	白練綾大枕 一枚	白練綾大枕 一枚	小 絃 五條	中 絃 五條	弘仁五年十月十九日出藏(雜物出入帳) 同八年五月二十七日返納(同上)	小絃殘闕	
紫地鳳形錦御軾 一枚	長班錦御軾 一枚	紫地鳳形錦御軾 一枚	瑰 箸 兩雙	青斑鎮石 十挺		青斑鎮石 十挺	(以上屏風花毼帳)
紫檀木面挾軾 一枚	白羅褥 一枚	紫檀木面挾軾 一枚	御 床 二張	大小王真跡書 一卷	天應元年八月十二日出藏(出入帳) 天應二年二月廿二日返納(同上) 弘仁十一年十月三日出藏(雜物出入帳)		(以上大小王真蹟帳)
黒地錦端疊	御 床 二張	黒地錦端疊	黒地錦端疊殘闕				